

指定管理鳥獣対策事業交付金交付要綱

制 定	平成 27 年 4 月 10 日	環自野発第 1504103 号
一部改正	平成 28 年 3 月 16 日	環自野発第 1603168 号
一部改正	平成 28 年 10 月 21 日	環自野発第 16102113 号
一部改正	平成 30 年 3 月 19 日	環自野発第 1803199 号
一部改正	平成 31 年 3 月 12 日	環自野発第 1903127 号
一部改正	令和 2 年 3 月 23 日	環自野発第 2003237 号
一部改正	令和 3 年 3 月 23 日	環自野発第 2103234 号
一部改正	令和 4 年 3 月 29 日	環自野発第 2203294 号
一部改正	令和 5 年 3 月 28 日	環自野発第 2303281 号
一部改正	令和 6 年 3 月 25 日	環自野発第 2403253 号
一部改正	令和 6 年 8 月 2 日	環自野発第 2408022 号

(通則)

第 1 条 指定管理鳥獣対策事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、指定管理鳥獣対策事業交付金事業実施要綱（平成 27 年 4 月 10 日付け環自野発第 1504103 号。以下「実施要綱」という。）及び指定管理鳥獣対策事業交付金事業実施要領（平成 27 年 4 月 10 日付け環自野発第 1504103 号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(交付の目的)

第 2 条 この交付金は、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として環境大臣が指定した指定管理鳥獣について、都道府県又は複数の都道府県が参加する連携協議会（以下「協議会」という。）が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 14 条の 2 に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」という。）を定めて実施する指定管理鳥獣捕獲等事業、協議会による調査や捕獲等を進めるための取組、ジビエ利用拡大に向けた狩猟者の実施する捕獲等の取組、豚熱ウイルスの拡散防止を図るための野生イノシシの捕獲強化の取組及びクマ類の適切な保護管理を図り被害を防止するための総合的な対策の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県又は協議会（以下「都道府県等」という。）に交付することにより、都道府県等による指定管理鳥獣の捕獲、豚熱ウイルスの拡散防止を図るための野生イノシシの捕獲、クマ類による被害の防止対策等を強化し、もって適正な指定管理鳥獣の管理を推進し、我が国における生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展並びに捕獲個体の利活用の促進に寄与することとする。

(交付の対象となる事業)

第3条 交付の対象となる事業は、次の各号に該当するものとする。ただし、既に実施している又は終了している事業又は他の国費の助成を受けて実施している事業については、本事業の交付の対象としない。

(1) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業

- 1) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の検討・策定又は協議会における広域的な捕獲実施区域や捕獲方法等を定めた計画（以下「広域捕獲計画」という。）の検討・策定。
- 2) 法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施（ただし、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定している又は当該事業を実施する年度内において当該事業を実施するまでに指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定することが確実であると見込まれるものに限る。）又は広域捕獲計画に基づく捕獲の実施。
- 3) 2) の事業に係る結果の把握及び評価に必要な調査、検討。
- 4) 1)、2) 及び3) に関連して必要と見込まれるその他の取組の実施。
- 5) ジビエ利用拡大等に向けた狩猟者の実施する捕獲等の取組。
- 6) 5) に関連して必要と見込まれるその他の取組の実施。

(2) クマ類総合対策事業

- 1) 法第7条の1に基づく第一種特定鳥獣保護計画及び法第7条の2に基づく第二種特定鳥獣管理計画（以下併せて「特定計画」という。）又は指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の検討・策定、並びに協議会における広域的な保護・管理の方針の検討・策定。
- 2) 法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施（ただし、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定している又は当該事業を実施する年度内において当該事業を実施するまでに指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定することが確実であると見込まれるものに限る。）。
- 3) 市街地・集落等の周辺における出没の防止又は対応のために必要な取組。
- 4) 2) 及び3) の事業に係る結果の把握及び評価に必要な調査、検討並びに1)、2) 及び3) の事業に関連して必要と見込まれるその他の取組の実施。

(交付対象経費)

第4条 交付対象となる経費は、都道府県等が前条に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

(交付割合及び対象事業者)

第5条 前条に規定する経費及びこれに対する交付割合は、別表1に定めるところによる。また、交付対象事業者は、別表2に定めるところによる。

(交付金の算定)

第6条 この交付金の交付額は、別表1の実施要綱に基づく各事業を行うために必要な業

務費等（別表 3 に掲げる交付対象経費（別表 4 に定める支出科目及びその内容による経費））の支出予定額に別表 1 の各事業別の交付割合を乗じて、算出した額の合計とする。ただし、算出された額に、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 交付対象事業者のうち協議会は、交付金の交付申請に当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付対象者）

第 7 条 交付金は、交付対象事業を実施する都道府県等に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付申請手続）

第 8 条 都道府県等は、交付金の交付を受けようとするときは様式第 1 による交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第 9 条 都道府県等は、この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付金の額の変更申請をしようとする場合には、速やかに様式第 2 による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

（交付決定等の通知）

第 10 条 環境大臣は、第 8 条による交付申請書又は前条による変更交付申請書の提出があったときは、速やかに審査の上、交付決定等を行い、第 8 条の交付申請に対しては様式第 3 による交付決定通知書を、前条の変更交付申請に対しては様式第 5 による変更交付決定通知書を都道府県等に送付するものとする。

- 2 環境大臣は、第 1 項の通知に際して必要な条件を付することができる。

- 3 環境大臣は、第 6 条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（標準処理期間）

第 11 条 環境大臣は、第 8 条の交付申請書又は第 9 条の変更交付申請書が到着した日から

起算して、原則として、2か月以内に交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第12条 都道府県等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を環境大臣に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第13条 都道府県等は、次に掲げる事項に該当する場合（交付金の額の変更を伴わない）は、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を環境大臣に提出し、様式第5による承認を受けなければならない。なお、交付金の額の変更を伴う場合は、第9条に定める手続きによるものとする。

- （1）交付金事業に要する経費の配分（別表1に定める経費ごとの配分をいう）を変更しようとするとき。ただし、変更前のそれぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。
- （2）交付金の交付割合を変更しようとするとき。
- （3）交付金事業の計画の変更をしようとするとき。ただし、交付金の目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部の変更（別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更）を除く。

2 環境大臣は前項の承認をする場合には、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（契約等）

第14条 都道府県等は交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、交付対象事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（事業の中止又は廃止）

第15条 都道府県等は、交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第16条 都道府県等は、交付対象事業が予定の期日内に完了することができないと見込まれる場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、交付金の繰越を伴わない場合であり、かつ、当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後2か月以内である場合は、この限りではない。

(状況報告)

第 17 条 環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた都道府県等に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができるものとする。

(実績報告)

第 18 条 都道府県等は、交付対象事業を完了したとき（第 15 条の規定に基づく事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（事業の廃止の承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 8 による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 30 日までに前項に準ずる事業実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

3 協議会は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、第 6 条第 2 項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 19 条 環境大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、実績報告書の審査をするとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、様式第 9 による交付額確定通知書により都道府県等に通知するものとする。

2 環境大臣は、都道府県等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、交付対象事業者が都道府県であって、当該交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、交付金の額の確定の通知の日から 90 日以内に環境大臣が定める日以内とすることができる。

4 環境大臣は、前項の返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

第 20 条 交付金は、前条第 1 項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、交付金の交付決定の後に概算払をすることができる。

2 都道府県等は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第 10 による環境大臣あての請求書を提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 21 条 環境大臣は、第 15 条の規定による交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 都道府県等が、適正化法、適正化法施行令その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
- (2) 都道府県等が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県等が、交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) (3)に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合には、交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除きその命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく交付金の返還期限は当該命令のなされた日から 20 日以内とする。

5 前項について、環境大臣の定める期限内に返還がない場合は、第 19 条第 4 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 22 条 都道府県等は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 都道府県等は、取得財産等について、様式第 11 による取得財産等管理台帳を備え、適正に管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第 23 条 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき、環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円を超える機器、備品及びその他の財産とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

3 都道府県等は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に定める別紙様式 1 による申請書を、環境大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、財産処分承認基準に定

める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式2を環境大臣に報告し、受理されたものについては、環境大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。

- 4 環境大臣は、都道府県等が前項の承認手続を経て取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。
- 5 前項に基づく収入の納付期限は、当該納付通知のなされた日から20日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の経理)

- 第24条 都道府県等は、交付対象事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して交付対象事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。
- 2 都道府県等は、前項の収支簿その他の証拠書類を交付対象事業の完了の日(交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
 - 3 環境大臣は、必要があると認めるときは、都道府県等に対し、その交付金の経理について調査し、指導し、又は報告を求めることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

- 第25条 協議会は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第12による指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業に係る消費税等仕入控除税額報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 2 環境大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の返還については、第19条第3項及び第4項の規定を準用する。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第26条 都道府県等は、第8条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく変更交付の申請、第12条の規定に基づく申請の取下げ、第13条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第15条第1項の規定に基づく中止又は廃止の申請、第16条第1項の規定に基づく事業遅延の報告、第17条の規定に基づく状況報告、第18条第1項の規定に基づく実績報告、第20条第2項の規定に基づく支払請求、第23条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請又は第25条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告(以下「交付申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。)により行うこと

ができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第27条 環境大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 28 年 3 月 16 日から施行し、平成 28 年度に交付を決定する交付金から適用する。ただし、平成 27 年度以前に交付された交付金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(附則)

この要綱は、平成 28 年 10 月 21 日から施行し、平成 28 年度の一般会計補正予算（第 2 号）に係る交付金から適用する。ただし、平成 28 年度の一般会計当初予算に係る交付金については、なお従前によるものとする。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 3 月 19 日から施行し、別表 1 にあるジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成及びジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援の経費については、平成 30 年度の一般会計当初予算に係る交付金から適用する。ただし、平成 29 年度以前に交付された交付金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 3 月 12 日から施行し、施行日以前に交付された交付金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行し、令和 2 年度に交付を決定する交付金から適用する。ただし、令和 2 年度以前交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 4 年 3 月 29 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。

(附則)

1. この要綱は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、令和 6 年度予算に係る交付金から適用し、令和 5 年度以前の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

(附則)

1. この要綱は、令和6年8月2日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、令和6年度予算に係る交付金から適用し、令和5年度以前の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

別表 1

区 分	経 費	交付割合	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の計画の変更
指定管理 鳥獣対策 事業交付 金	実施要綱に基づいて行う 事業に要する経費		1 交付金の交付 決定を受けたも のの交付額の変 更	1 事業の新設、 中止又は廃止
ニホンジ カ・イノ シシ捕獲 等事業	1 指定管理鳥獣捕獲等 事業実施計画策定等事 業	定額（都道府県は 5,000 千円を上限とする定 額、協議会は 10,000 千 円を上限とする定額、 いずれも定額を超える 事業費分は 1/2 以内）	2 経費の欄に掲 げる 1、2、3、 4、5 及び 6 の 経費の相互間 におけるそれぞ れの経費の 20% を越える増減	2 対象指定管理 鳥獣の変更
	2 指定管理鳥獣捕獲等 事業	1/2 以内 上記に関わらず、原子 力災害対策特別措置法 に基づく指定管理鳥獣 の出荷制限がある都道 府県にあっては 2/3 以 内（ただし、出荷制限 のある指定管理鳥獣に 限る。事業実施年度の 途中に出荷制限が解除 された場合の当該年度 の交付割合は 2/3 を適 用。） イノシシ等への豚熱ウ イルスの感染が確認さ れた都道府県にあって は 2/3 以内（ただし、 対象となる指定管理鳥 獣はイノシシに限る。） ニホンジカの生息密度 が 20 頭/km ² を超える高 密度地域を捕獲実施区 域に含む都道府県にあ っては 2/3 以内（た だし、対象となる指定管		3 実施区域の変 更 4 事業の実施方 針の変更 5 指定管理鳥獣 対策事業の目標 及びその設定の 考え方の変更

		理鳥獣はニホンジカに限る。ニホンジカの生息密度は、環境省作成の「令和4年度当初のニホンジカの推定生息密度分布図」を基本とするが、都道府県において生息密度調査を行っている場合は、最新の生息密度を基準とする。）		
	3 効果的捕獲促進事業 (1) 効果的捕獲モデル・技術開発タイプ (2) 市町村連携タイプ (3) 広域連携タイプ	(1) 定額 (10,000 千円を上限) (2) 定額 (10,000 千円を上限) (ただし、北海道内を区分して取り組む場合は、4 地域までとし、1 地域当たり 10,000 千円を上限) (3) 定額 (10,000 千円を上限) (ただし、協議会の場合、取組を行う都道府県の数に 10,000 千円を乗じた額を上限)		
	4 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	定額 (2,000 千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は 1/2 以内)		
	5 ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	定額 (2,000 千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は 1/2 以内)		
	6 ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援 定額 (1 頭当たり 9 千円を上限とする定額 (ただし、ニホンジカ		

		の雌については1頭当たり10千円を上限とする定額。ニホンジカ及びイノシシ各2頭目からに限る）、処理加工施設1施設当たり2,000千円を上限とする定額。） 捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助 定額（1頭当たり8千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり9千円を上限とする定額）、処分施設等における捕獲個体の処分に要する経費。）		
クマ類総合対策事業	1 計画策定・調査等事業 2 捕獲等事業	定額（都道府県は5,000千円を上限とする定額、協議会は10,000千円を上限とする定額、いずれも定額を超える事業費分は1/2以内、交付上限額は都道府県は12,500千円、協議会は15,000千円とする。ただし、北海道においては、生息・被害状況に著しい変化が生じ特定計画の改定が必要な場合等、やむを得ない事由により上記上限額を超えて事業費が特別にかかると認められる場合に限る事業費20,000千円を上限とする定額、交付上限額25,000千円とする。） 1/2 以内		

	3 出没防止対策事業	1/2 以内		
	4 出没時の体制構築事業	1/2 以内		
	5 クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成	定額 (2,000 千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は 1/2 以内)		

別表 2 交付対象事業者

交付対象事業		交付対象事業者
ニホンジカ・イノシシ捕獲等事業	1 指定管理鳥獣捕獲等事業 実施計画策定等事業	都道府県、協議会（別に定める要件を満たしたもの）
	2 指定管理鳥獣捕獲等事業	都道府県
	3 効果的捕獲促進事業	都道府県、協議会（別に定める要件を満たしたもの）
	4 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	都道府県、協議会（別に定める要件を満たしたもの）
	5 ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	都道府県
	6 ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	都道府県
クマ類総合対策事業	1 計画策定・調査等事業	都道府県、協議会（別に定める要件を満たしたもの）
	2 捕獲等事業	都道府県
	3 出没防止対策事業	都道府県

	4 出没時の体制構築事業	都道府県
	5 クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成	都道府県、協議会（別に定める要件を満たしたもの）

別表3 交付対象経費

ニホンジカ・イノシシ捕獲等事業	事業を行うために必要な業務費（諸謝金、旅費、備品費、資材購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費及び保険料）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費。 ただし、捕獲報奨金、銃（都道府県が行う事業における麻酔銃を除く）、被害防止のための器具の購入及び侵入防止用の柵等被害防止のための施設、処理加工施設、射撃場の整備等を除く。
クマ類総合対策事業	事業を行うために必要な業務費（諸謝金、旅費、備品費、資材購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費及び保険料）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費。 ただし、捕獲報奨金、銃（都道府県が行う事業における麻酔銃を除く）、処理加工施設、射撃場の整備等を除く。

別表4 支出科目とその内容

支出科目	内 容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘等、原稿執筆に対する諸謝金にかかる経費をいう。
2 旅 費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当および宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。
5 消耗品費	単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
6 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう

7 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
8 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払い等に要する経費をいう。
9 会議費	会議、作業等の際の茶菓、弁当の提供に要する経費をいう。
10 賃金等	臨時作業員等日々雇用者に対する賃金のほか、都道府県の会計年度任用職員に支給する報酬・給与・期末手当等の支払いに要する費用をいう。
11 雑役務費	手数料、事業者等に外注して行う調査、捕獲等の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
12 保険料	捕獲又は調査等に従事する者の保険料をいう。
13 その他	その他必要な経費で環境大臣が承認した経費をいう。

識別番号	
------	--

様式第 1（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事
又は協議会の長

令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付金交付申請書

指定管理鳥獣対策事業交付金交付要綱第 8 条の規定により上記交付金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

- 1 交付金申請額 金 円
- 2 交付金所要額調書 （別紙 1－1－1）
- 3 事業計画書 （別紙 1－2）
- 4 事業費内訳書 （別紙 1－3）
- 5 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・E メールアドレス）

様式第 2（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事
又は協議会の長

令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付金変更交付申請書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定の通知を受けた指定管理鳥獣対策事業交付金に係る申請の内容を下記のとおり変更したいので、指定管理鳥獣対策事業交付金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由及び事業に及ぼす影響
- 3 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・E メールアドレス）

（注 1）記の 2 については、具体的に記載すること。

（注 2）添付書類は、様式第 1 のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、交付金所要額調書（別紙 1－1－1）の額が変更されるときは、当該変更部分について変更前の額を、変更後の額の上に（ ）書きにより併記すること。

識別番号	
------	--

様式第3（第10条関係）

第 号

令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付金交付決定通知書

都道府県又は協議会

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

環境大臣

記

- 1 交付金交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け第 号交付申請書のとおりである。
- 2 交付金の事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。
事業に要する経費 金 円 交付決定額 金 円
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 交付対象事業を行う都道府県等は、適正化法、適正化法施行令（昭和30年政令255号）及び指定管理鳥獣対策事業交付金交付要綱に従わなければならない。
- 4 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は、この通知書を受けた日から起算して15日以内とする。
- 5 この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、事業完了の翌年から起算して5年間整備保管しなければならない。

(交付対象事業者が協議会の場合)

- 6 交付対象事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第6条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、交付金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

(本件担当官の氏名、連絡先等)

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第 4（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事
又は協議会の長

令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定の通知を受けた指定管理鳥獣対策事業交付金に係る申請の内容を下記のとおり変更したいので、指定管理鳥獣対策事業交付金交付要綱第 13 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由及び事業に及ぼす影響

（注）具体的に記載する。

3 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・E メールアドレス）

（注 1）記の 2 については、具体的に記載すること。

（注 2）添付書類は、様式第 1 のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、交付金所要額調書（別紙 1－1－1）の額が変更されるときは、当該変更部分について変更前の額を、変更後の額の上に（ ）書きにより併記すること。

令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付金変更交付決定通知書

都道府県又は協議会

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定した令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付金については、令和 年 月 日付け第 号の申請に基づき、指定管理鳥獣対策事業交付金交付要綱第 10 条（第 13 条）の規定により、決定の内容の一部を下記のとおり変更することとしたので通知する。

令和 年 月 日

環境大臣

記

1 交付金交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け第 号変更交付申請書のとおりである。

2 交付金の事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。

	(	円)
事業に要する経費	金	円
	(	円)
交 付 決 定 額	金	円

ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときには、別に通知するところによる。

3 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は、この通知書を受けた日から起算して 15 日以内とする。

（本件担当官の氏名、連絡先等）

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・E メールアドレス）

（注）額の変更を伴わない場合については、記の 2 の記載を「交付金の事業に要する経費及び交付決定額には変更ない。」とする。

様式第 6（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事
又は協議会の長

令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付対象事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定の通知を受けた指定管理鳥獣対策事業交付金を下記のとおり中止（廃止）したいので、指定管理鳥獣対策事業交付金交付要綱第 15 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の期間
- 3 中止（廃止）後の措置
- 4 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・E メールアドレス）

（注）中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び申請時に提出した様式第 1 の別紙 1－1－1 を利用し、中止（廃止）前の金額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）後の金額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第 7（第 16 条関係）

第 号
年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事
又は協議会の長

令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付対象事業遅延報告書

令和 年 月 日付け環自野発第 号をもって指定管理鳥獣対策事業交付金の決定を受けた交付対象事業について、指定管理鳥獣対策事業交付金交付要綱第 16 条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 遅延の内容及び原因
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して執った措置
- 4 遅延等が交付対象事業に及ぼす影響
- 5 事業の遂行及び完了の予定
- 6 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・E メールアドレス）

（注）事業の進捗状況を示した計画表を当初と変更後を対比のうえ作成し、添付すること。

第 号
年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事
又は協議会の長

令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付金実績報告書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で指定管理鳥獣対策事業交付金の交付決定を受けた交付対象事業に係る実績について、指定管理鳥獣対策事業交付金交付要綱第 18 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 交付金精算額 金 円也

2 事業の実施期間

事業開始 令和 年 月 日

事業終了 令和 年 月 日

3 交付金精算額調書（別紙 1－1－2）

4 事業実施報告書（別紙 1－2）

5 事業費内訳書（別紙 1－3）

6 添付資料

事業の実績を示す資料

- (1) 交付対象経費に係る請求書又は領収書の写し
- (2) 契約書の写し
- (3) その他

7 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・E メールアドレス）

令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付金交付額確定通知書

都道府県又は協議会

令和 年 月 日付け環自野発第 号をもって交付決定した令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付金については、令和 年 月 日付け第 号による実績報告書に基づき、交付額を金 円に確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 15 条の規定により通知する。

令和 年 月 日

環境大臣

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、適正化法第 18 条第 2 項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

（本件担当官の氏名、連絡先等）

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・E メールアドレス）

第 号
年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事
又は協議会の長

令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付金精算払(概算払)請求書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定を受けた令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付金の精算払(概算払)を受けたいので、指定管理鳥獣対策事業交付金交付要綱第 20 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求内訳
(精算払の場合)

交付決定額	交付金確定額(A)	概算払受領済額(B)	差引請求額(A)-(B)
円	円	円	円

(概算払の場合)

交付決定額(A)	概算払受領済額(B)	今回請求額(C)	残額(A)-(B)-(C)
円	円	円	円

(振込先)

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義・住所

注 1) 交付対象事業者が都道府県の場合、作成した精算払(概算払)請求書については、交付金の支出の権限を国から都道府県(官署支出官)へ移譲しているため、環境省へ提出する必要はない。

注 2) 口座名義及び住所には、フリガナを付すこと。

3 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

様式第11(第22条関係)

令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付金取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	交付率	備考
				円	円					

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が指定管理鳥獣対策事業交付金交付要綱第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

協議会の長

令和 年度指定管理鳥獣対策事業交付金事業に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け環自野発第 号により交付額確定通知があった指定管理鳥獣対策事業交付金について、指定管理鳥獣対策事業交付金交付要綱（平成 27 年 4 月 10 日付け環自野発第 1504103 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
第 15 条の交付金の額の確定額（令和 年 月 日
付け環自野発第 号による額の確定通知額）

金 円
2. 交付金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額

金 円
3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費
税等仕入控除税額

金 円
4. 交付金返還相当額（「3.」－「2.」）

金 円
5. 参考となるその他書類（3. の金額の積算の内訳
等）
- 6 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名
(3) 連絡先（電話番号・E メールアドレス）

(別紙 1 - 1 - 1)

令和 年度交付金所要額調書

単位：円

事業名	交付対象経費 (A)	交付割合 (B)	交付金所要額 (C) = (A) × (B)	備考
(1) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業				
1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業		定額		
		1 / 2 以内		
2 指定管理鳥獣捕獲等事業		1/2 以内又は 2/3 以内		
3 効果的捕獲促進事業		定額		
4 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成		定額		
		1 / 2 以内		
5 ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成		定額		
		1 / 2 以内		
6 ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援		定額		
(2) クマ類総合対策事業				
1 計画策定・調査等事業		定額		
		1 / 2 以内		交付上限額は 12,500 千円（都道府県。ただし、北海道においては、

					やむを得ない事由により上記上限額を超えて事業費が特別にかかる と認められる場合に限り交付上限 額 25,000 千円。)、15,000 千円（協 議会）
	2	捕獲等事業		1 / 2 以内	
	3	出沒防止対策事業		1 / 2 以内	
	4	出沒時の体制構築事業		1 / 2 以内	
	5	クマ類の保護・管理に係る専門人材 の育成		定額	
				1 / 2 以内	
(1) + (2)		合計			

注 1 : (A) 欄には、交付対象事業に要するすべての経費を記入すること。

2 : (1) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業の (B) 欄の指定管理鳥獣捕獲等事業の交付割合については、1/2 以内又は 2/3 以内のうち該当する
交付割合を記入すること。なお、ニホンジカとイノシシの両方を事業対象とする場合で、それぞれの交付割合が異なる場合は備考欄にそれぞれの
交付割合を記入すること。

3 : (C) 欄には、交付対象経費に交付割合を乗じた額を記入すること。

4 : (C) 欄は算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

5 : 交付対象事業者のうち都道府県は、各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。また、交付対象事業者のうち協議会における
消費税及び地方消費税相当分については、本事業交付金交付要綱第 6 条第 2 項に基づき記入すること。

(別紙 1 - 1 - 2)

令和 年度交付金精算額調書

単位：円

事業名	交付対象経費 (A)	交付割合 (B)	交付金所要額 (C) = (A) × (B)	交付決定額 (D)	交付金 受入済額 (E)	差引額 (返還額) (F)	備考
(1) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策 事業							
1 指定管理鳥獣捕獲等事業		定額					
実施計画策定等事業		1 / 2 以内					
2 指定管理鳥獣捕獲等事業		1/2 以内又は 2/3 以内					
3 効果的捕獲促進事業		定額					
4 認定鳥獣捕獲等事業者等 の育成		定額					
		1 / 2 以内					
5 ジビエ利用拡大を考慮した 狩猟者の育成		定額					
		1 / 2 以内					
6 ジビエ利用拡大等のための 狩猟捕獲支援		定額					

(2) クマ類総合対策事業							
1 計画策定・調査等事業		定額					
		1／2以内					交付上限額は12,500千円(都道府県。ただし、北海道においては、やむを得ない事由により上記上限額を超えて事業費が特別にかかる認められる場合限り交付上限額 25,000 千円。)、15,000千円(協議会)

2 捕獲等事業		1 / 2 以内					
3 出沒防止対策		1 / 2 以内					
4 出沒時の体制構築事業		1 / 2 以内					
5 クマ類の保護・管理に係る		定額					
専門人材の育成		1 / 2 以内					
(1) + (2) 合計							

注 1 : (A) 欄には、交付対象事業に要するすべての経費を記入すること。

2 : (1) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業の (B) 欄の指定管理鳥獣捕獲等事業の交付割合については、1/2 以内又は 2/3 以内のうち該当する交付割合を記入すること。なお、ニホンジカとイノシシの両方を事業対象とする場合で、それぞれの交付割合が異なる場合は備考欄にそれぞれの交付割合を記入すること。

3 : (C) 欄には、交付対象経費に交付割合を乗じた額を記入すること。

4 : (C) 欄は算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

5 : (E) 欄には、(D) 欄のうち交付を実際に受けた額又は受入れ予定額を記入すること。

6 : (F) 欄には、(E) 欄の額から (C) 欄の額を差し引いた額を記入すること。

7 : 交付対象事業者のうち都道府県は、各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。また、交付対象事業者のうち協議会における消費税及び地方消費税相当分については、本事業交付金交付要綱第 6 条第 2 項に準じて記入すること。

(別紙 1－2：ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業)

事業計画書（又は事業実施報告書）

1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業

単位：円

事業内容	事業費	負担区分			備 考
		国庫交付金	都道府県等費	その他	
(定額及び 1/2 以内) 【具体的な取組内容及び積算】					

注 1：交付対象事業者のうち都道府県は、消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。また、交付対象事業者のうち協議会における消費税及び地方消費税相当分については、本事業交付金交付要綱第 6 条第 2 項に基づき（又は準じて）記入すること。

注 2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載する。

2 指定管理鳥獣捕獲等事業

単位：円

事業内容	事業費	負担区分			備 考
		国庫交付金	都道府県費	その他	
(1/2 以内又は 2/3 以内) 【具体的な取組内容及び積算】					

注 1：消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

注 2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載する。

3 効果的捕獲促進事業

単位：円

事業内容	事業費	負担区分			備 考
		国庫交付金	都道府県等費	その他	
【具体的な取組内容及び積算】					

注1：交付対象事業者のうち都道府県は、消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。また、交付対象事業者のうち協議会における消費税及び地方消費税相当分については、本事業交付金交付要綱第6条第2項に基づき（又は準じて）記入すること。

注2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載する。

4 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

単位：円

事業内容	事業費	負担区分			備 考
		国庫交付金	都道府県等費	その他	
(定額及び 1/2 以内) 【具体的な取組内容及び積算】					

注 1：交付対象事業者のうち都道府県は、消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。また、交付対象事業者のうち協議会における消費税及び地方消費税相当分については、本事業交付金交付要綱第 6 条第 2 項に基づき（又は準じて）記入すること。

注 2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載する。

5 ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成

単位：円

事業内容	事業費	負担区分			備 考
		国庫交付金	都道府県費	その他	
(定額及び 1/2 以内) 【具体的な取組内容及び積算】					

注 1：消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

注 2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載する。

6 ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援

単位：円

事業内容	事業費	負担区分			備 考
		国庫交付金	都道府県費	その他	
【具体的な取組内容及び積算】					

注1：消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

注2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載する。

(別紙 1－2：クマ類総合対策事業)

事業計画書（又は事業実施報告書）

1 計画策定・調査等事業

単位：円

事業内容	事業費	負担区分			備 考
		国庫交付金	都道府県等費	その他	
(定額及び 1/2 以内) 【具体的な取組内容及び積算】					交付上限額は 12,500 千 円 (都道府県。 ただし、北海 道においては、 やむを得ない 事由により上 記上限額を超 えて事業費が 特別にかかる と認められる 場合に限り交 付上限額 25,000 千 円。)、15,000 千円(協議会)

注 1：交付対象事業者のうち都道府県は、消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。また、交付対象事業者のうち協議会における消費税及び地方消費税相当分については、本事業交付金交付要綱第 6 条第 2 項に基づき（又は準じて）記入すること。

注 2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載する。

2 捕獲等事業

単位：円

事業内容	事業費	負担区分			備 考
		国庫交付金	都道府県等費	その他	
(1/2 以内) 【具体的な取組内容及び積算】					

注 1：消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

注 2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載する。

3 出没防止対策事業

単位：円

事業内容	事業費	負担区分			備 考
		国庫交付金	都道府県等費	その他	
(1/2 以内) 【具体的な取組内容及び積算】					

注1：交付対象事業者のうち都道府県は、消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。また、交付対象事業者のうち協議会における消費税及び地方消費税相当分については、本事業交付金交付要綱第6条第2項に基づき（又は準じて）記入すること。

注2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載する。

4 出没時の体制構築事業

単位：円

事業内容	事業費	負担区分			備 考
		国庫交付金	都道府県等費	その他	
(1/2 以内) 【具体的な取組内容及び積算】					

注1：交付対象事業者のうち都道府県は、消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。また、交付対象事業者のうち協議会における消費税及び地方消費税相当分については、本事業交付金交付要綱第6条第2項に基づき（又は準じて）記入すること。

注2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載する。

5 クマ類の保護・管理に係る専門人材等の育成

単位：円

事業内容	事業費	負担区分			備 考
		国庫交付金	都道府県等費	その他	
(定額及び 1/2 以内) 【具体的な取組内容及び積算】					

注1：交付対象事業者のうち都道府県は、消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。また、交付対象事業者のうち協議会における消費税及び地方消費税相当分については、本事業交付金交付要綱第6条第2項に基づき（又は準じて）記入すること。

注2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載する。

(別紙 1－3)

事業費内訳書

単位：円

事業費		事業費の内訳			備 考
		国庫交付金	都道府県等費	その他	
定額					
1/2 以内					
2/3 以内					

注 1：財源内訳の国庫交付金以外の財源で決定していないものについては、見込額を記載すること。

2：「その他」欄には、寄付その他の収入額がある場合は記入すること。